

役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人美ら島福祉会（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等報酬は、次により支給される。

- (1) 理事及び監事が理事会へ出席した時
- (2) 監事が監査を行う時
- (3) 評議員が評議員会に出席した時
- (4) 報酬等の額は別表1に定める額とする

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、評議員会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等への報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が研修会等に出席するため出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成24年4月1日より実施する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より実施する。

- 附 則 この規程は、平成 30 年 6 月 25 日より実施する。
附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より実施する。
附 則 この規程は、令和 5 年 6 月 22 日より実施する。

別表 1

- 1 規程第 3 条 4 項に定める役員等の報酬は、日額 5,157 円とする。
- 2 役員等の年間の報酬総額は下記のとおりとする。

役員等の年間の報酬総額	監事 80,000 円を超えない範囲
	理事 200,000 円を超えない範囲